

「東北地方整備局（港湾空港関係）災害時建設業事業継続力認定制度」により14社を認定しました。

東北地方整備局 港湾空港部では、建設会社の災害時事業継続力を認定する制度を平成25年4月から行っています。

今回、新規申請のあった1社を認定するとともに、2年間の有効期間満了を迎え更新申請のあった13社の認定を更新しましたのでお知らせします。

【概要】

- ◆令和元年度3月期の認定 計14社
（新規1社、更新13社）
認定日：令和2年3月31日
会社名：別紙のとおり

◆災害時 建設業 事業継続力 認定制度の概要

東北地方整備局港湾空港部では、東日本大震災を踏まえて大規模災害発生時においても港湾機能が麻痺することの無いよう必要な港湾機能を確保するとともに、その他の港湾機能についても早期に回復させるため、関係行政機関・関係民間事業者等が連携して取り組むための事業継続計画を港湾BCPとして港湾毎に策定しているところです。港湾BCPを実効性あるものとするためには、関係組織が事業継続計画を策定しておく必要があります。

この制度の目的は、建設会社の事業継続計画の策定を促すことで、東北地域の港湾関係業務の災害対応の円滑な実施を可能とし、もって港湾機能の早期回復及び地域防災力の向上を図るものです。この認定を受けた建設会社に対し、2年間を有効期限として認定証を交付します。

本認定のインセンティブとして、東北地方整備局港湾空港関係発注工事の総合評価落札方式入札（施工能力評価型Ⅰ型（標準型）及びⅡ型が対象）において、地域精通度・貢献度の項目で加点を行います。

◆次回認定のスケジュール

令和2年7月末日に申込みを〆切り、9月下旬に認定を行う予定です。

<発表記者会>宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会

【問合せ先】国土交通省 東北地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課

電話 022(716)0024

課長 照井 和幸【内線6421】

課長補佐 川崎 修【内線6422】

別紙(認定会社)

【新規認定】

No.	会社名	所在地
1	株式会社瀬崎組	宮城県 石巻市

上記No.1は、令和2年3月31日認定で、有効期間が令和2年4月1日から令和4年3月31日迄です。

【更新認定】

No.	会社名	所在地
1	株式会社青洋建設	青森県 青森市
2	株式会社只野組	宮城県 登米市
3	林建設工業株式会社	山形県 酒田市
4	株式会社加藤建設	秋田県 男鹿市
5	株式会社大坂組	青森県 青森市
6	寺下建設株式会社	青森県 八戸市
7	株式会社清水組	秋田県 男鹿市
8	株式会社平尾工務店	山形県 酒田市
9	株式会社王祇建設	山形県 鶴岡市
10	伊藤栄建設株式会社	秋田県 山本郡 八峰町
11	日起建設株式会社 東北支店	宮城県 仙台市
12	株式会社下館組	青森県 八戸市
13	津田海運株式会社	宮城県 石巻市

上記No.1～13は、令和2年3月31日認定で、有効期間が令和2年4月1日から令和4年3月31日迄です。

順番は申請順

全認定会社は、以下URLをご参照ください。

<http://www.pa.thr.mlit.go.jp/kakvojin/safty/bousai/bousai003.html>